

ながさき UII ターン就活費用補助金 Q&A

目 次

I. 補助事業の趣旨、目的について

- Q1-1. 補助金の趣旨、目的を教えてください。
- Q1-2. 長崎県外の学生が長崎県内就職をする際にかかる旅費の現状を教えてください。

II. 補助の対象となる活動について

- Q2-1. 補助の対象となる就職イベントを具体的に教えて下さい。
- Q2-2. 長崎県外で開催される長崎県主催イベントに参加する場合は補助の対象となりますか？
- Q2-3. 市町が実施する就職イベントへの参加経費は対象となりますか？
- Q2-4. 1 Day インターンシップでも補助の対象となりますか？
- Q2-5. 長崎県内企業が長崎県外で実施する活動に参加する場合は補助の対象となりますか？（長崎県外の支社で行われるインターンシップ等）
- Q2-6. 内定式や内定者懇談会等、内定後に行われる活動に参加する際の経費については補助の対象となりますか？
- Q2-7. 東京の居住地から長崎県内に移動後、対象活動に参加し、その後福岡県内で就職活動を行い、帰路に着いた場合、どこまでが補助の対象となりますか？
- Q2-8. 公務員試験を受ける場合は補助の対象となりますか？
- Q2-9. 教育実習や教員採用試験は対象になりますか？
- Q2-10. 長崎県内を“主な勤務地とする”とはどのような場合を指しますか？
- Q2-11. 実施要綱第2条において補助対象とされている「団体」とはどのようなものを指しますか？

III. 補助の対象となる者について

- Q3-1. 長崎県内に居住し、長崎県外の大学に通学している場合は補助の対象となりますか？
- Q3-2. 長崎県外に居住し、長崎県内の大学に通学している場合は補助の対象となりますか？
- Q3-3. 長崎県外の職業能力開発校に在学していますが、対象になりますか？
- Q3-4. 長崎県外の出身ですが、補助の対象となりますか？
- Q3-5. 国外の大学等に在籍しておりますが、対象活動に参加する場合は対象となるか。
- Q3-6. 自分の通う学校が専修学校にあたるかどうかわかりません。

Q3-7. 大学等を中途退学する者は対象となりますか？

Q3-8. 補助対象外となっている「暴力団員と密接な関係を有する者」とは具体的にどのようなケースが該当しますか？

IV. 補助金額の考え方について

Q4-1. 活動地と宿泊地が離れている場合、補助の対象となりますか？

Q4-2. 活動地との往復経路はどのような経路でもよいのですか？

Q4-3. 長崎県外の居住地から長崎県内にある実家に一旦移動し、そこから目的地に移動した場合の交通費は対象になりますか？

Q4-4. 私的な用事で延泊した場合、補助の対象となりますか？

Q4-5. 移動日と活動日が離れていた場合、補助金をもらうことはできますか？

Q4-6. 自家用車やタクシー利用は認められますか？

Q4-7. 1回の往復で複数の企業の選考を受けましたが、補助申請は1回にまとめるべきでしょうか、2回に分割するべきでしょうか。

Q4-8. 公共交通機関の支払いにポイントを利用しましたが、申請金額はポイント利用前の金額を記載してよろしいでしょうか。

V. 申請方法等の手続きについて

Q5-1. 領収書を紛失してしまいましたが、補助金をもらうことはできますか？

Q5-2. 交通費を支払ったことを証明する書類とは、どのような書類がありますか？

Q5-3. 実施要綱第6条の申請期限を過ぎたら申請は受け付けてもらえませんか

Q5-4. 申請額が予算額に達した場合は受付を終了するとのことですが、対象活動の参加前に交付を受けられるか確認する方法はありますか？

Q5-5. 実施要綱や申請書等はどこから手に入りますか？

Q5-6. 振込口座の名義は親等、本人のものでなくてもよいでしょうか。

Q5-7. 企業から証明を貰いづらいのですが、企業からの証明以外の方法で申請できますか。

Q5-8. 申請者の居住地を証する書類とはどのようなものでしょうか。

VI. その他

Q6-1. 長崎県からの情報提供に同意することが要件とされていますが、どのような情報が提供されるのでしょうか。

Q6-2. 不採用になった場合でも補助金をもらうことはできますか？

I. 補助事業の趣旨、目的について

Q1-1. 補助金の趣旨、目的を教えてください。

- ・ 県外の学生等が長崎県内に就職するための活動を支援することで、若者の長崎県内就職を推進いたします。
- ・ 地域の未来を担う多くの若者に長崎県で活躍していただくことが目的です。

Q1-2. 長崎県外の学生が長崎県内就職をする際にかかる旅費の現状を教えてください。

- ・ ある民間の全国調査では“就職活動で大変だったこと”の第1位として「旅費」が挙がっています。
- ・ 長崎は本土最西端であり、県外で学ぶ学生が就活する際には多くの旅費がかかるため、他県への就職と比べてより大きな負担となっていると推測されます。

II. 補助の対象となる活動について

Q2-1. 補助の対象となる就職イベントを具体的に教えて下さい。

- ・ 具体的には以下のイベントが対象となります。なお、掲載されていないイベントでも対象となる場合がございますのでお問合せください。（県未来人材課：095-895-2732）
- ・ イベント名については過去に実施した際のものを掲載しております。イベント名が変更されている場合がございますので、主催者へご確認ください。

開催時期	イベント名	主催、共催
8 月	インターンシップ	長崎県未来人材課
8~9 月	企業見学バスツアー	長崎県未来人材課
12 月	NAGASAKI しごとみらい博	長崎労働局
12 月	しごとマルシェ in 佐世保	長崎県未来人材課
通年	長崎県内企業と学生との交流会	長崎県未来人材課
	福祉・介護の就職合同面談会	長崎県長寿社会課
	保育の仕事合同面談会	長崎県こども未来課
	長崎県水産業就業支援フェア	長崎県水産経営課

Q2-2. 長崎県外で開催される長崎県主催イベントに参加する場合は補助の対象となりますか？

- ・ 本補助金は居住地と長崎県の間でかかる費用を補助するものであり、長崎県外で開催されるイベントについては補助対象外となります。ただし、長崎県が長崎県外で開催する長崎県内就職を目的としたイベントについては、補助対象となります。

Q2-3. 市町や団体等が開催する就職イベントへの参加経費は対象となりますか？

- ・長崎県が共催に入っていれば対象となります。（後援、協賛、協力は対象外）

Q2-4. 1 Day のオープンカンパニーでも補助の対象となりますか？

- ・実施期間に関わらず対象となります。

Q2-5. 長崎県内企業が長崎県外で実施する活動に参加する場合は補助の対象となりますか？（長崎県外の支社で行われるインターンシップ等）

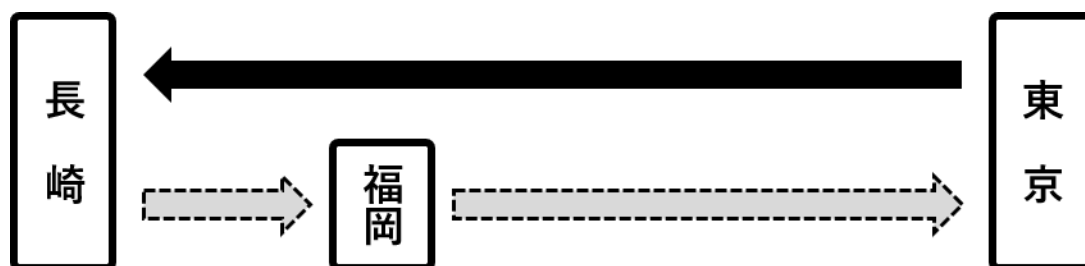
- ・本補助金は居住地と長崎県の間でかかる費用を補助するものであり、長崎県外における活動については補助対象外とします。

Q2-6. 内定式や内定者懇談会等、内定後に行われる活動に参加する際の経費については補助の対象となりますか？

- ・本補助金は長崎県内企業の内定を得るための活動支援が目的であるため、内定後の活動については対象外といたします。

Q2-7. 東京の居住地から長崎県内に移動後、対象活動に参加し、その後福岡県内で就職活動を行い、帰路に着いた場合、どこまでが補助の対象となりますか？

- ・東京の居住地から長崎県内への移動経費のみが対象となります。



Q2-8. 公務員試験を受ける場合は補助の対象となりますか？

- ・公務員試験については国、地方公共団体に関わらずすべて対象外といたします。公立学校の教員採用試験も対象外となります。ただし、公務のインターンシップへの参加については、その目的が公務員への就職に限定されないため、補助の対象といたします。

Q2-9. 教育実習や教員採用試験は対象になりますか？

- ・教員免許取得に係る教育実習や教員採用試験については、補助対象外活動となります。

Q2-10. 長崎県内を“主な勤務地とする求人”とはどのようなものを指しますか？

- ・長崎県内での定住が可能な求人を指します。
- ・例えば全国転勤があっても主たる勤務地が長崎である場合や、当初3年間は東京本社での勤務であったとしてもその後は長崎支社に配属になる場合には対象となります。
- ・逆に、長崎に勤務地があったとしても、基本的には全国転勤であり長崎県への配属頻度が他の都道府県と同じ扱いである場合には対象とはなりません。

Q2-11.実施要綱第2条において補助対象とされている「団体」とはどのようなものを指しますか？

- ・ 農業法人や農業・漁業協同組合などを想定しております。
- ・ なお、国及び地方公共団体は含まれておりませんのでご注意ください。

III. 補助の対象となる者について

Q3-1. 長崎県内に居住し、長崎県外の大学に通学している場合は補助の対象となりますか？

- ・ 県外の大学等に在籍していても、居住地が長崎県内である場合は対象外といたします。

Q3-2. 長崎県外に居住し、長崎県内の大学に通学している場合は補助の対象となりますか？

- ・ 県外に居住していても、県外の大学等に在籍していなければ対象外といたします。

Q3-3. 長崎県外の職業能力開発校に在学していますが、対象になりますか？

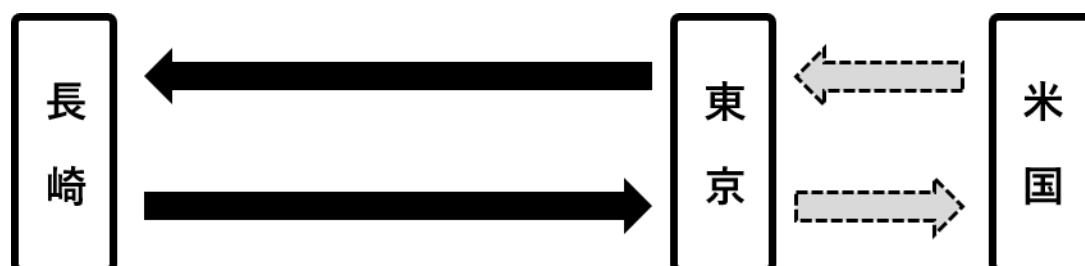
- ・ 職業能力開発校は対象になりません。
- ・ 本補助金の助成対象は大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校又は専修学校のほか、要綱別表1に定める学校に在学している学生となります。
- ・ なお、要綱別表1で定める学校については、令和2年4月1日現在「水産大学校」と「農業大学校」の2つが指定されています。

Q3-4. 長崎県外の出身ですが、補助の対象となりますか？

- ・ 要件に該当していれば、出身地を問わず対象となります。

Q3-5. 国外の大学等に在籍しておりますが、対象活動に参加する場合は対象となるか。

- ・ 国外からの活動については、国内の移動分のみ対象といたします。
- ・ 国外の居住地から国内の空港等への移動分については補助対象外となります。



Q3-6. 自分の通う学校が専修学校にあたるかどうか分かりません。

- ・ 文部科学省のホームページから全国の専修学校一覧が確認できますのでご確認ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm

Q3-7. 大学等を中途退学する者は対象となりますか？

- ・対象活動参加時点で現役学生であることが要件であり、大学等を中途退学した上で対象活動に参加した方については対象とはなりません。
- ・一方で、対象活動参加時点で現役学生であれば、申請時点やその後に中途退学していたとしても補助の対象となります。

IV. 補助金額の考え方について

Q4-1. 活動地と宿泊地が離れている場合、補助の対象となりますか？

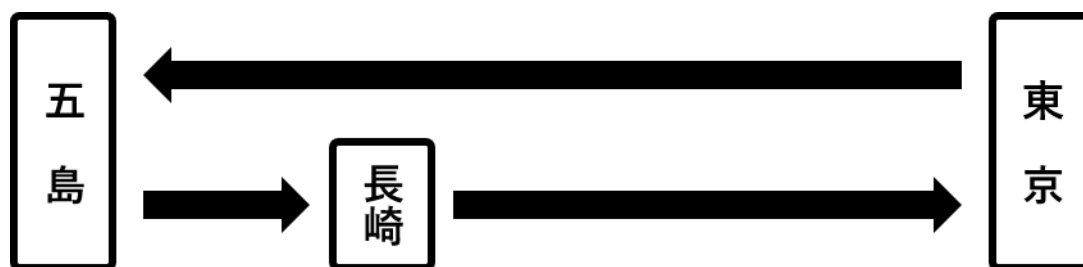
- ・宿泊地が長崎県内であり、対象活動の内容と照らし合わせて常識的な範囲であれば補助対象となります。
- ・ただし、常識的な範囲から逸脱していれば宿泊代および宿泊地までの移動に要する旅費については対象外と判断する場合があります。

Q4-2. 活動地との往復経路はどのような経路でもよいのですか？

- ・公共交通機関の利用を前提とした経路であれば経路や利用手段の指定はいたしません。
- ・ただし、一般常識と照らし合わせて不自然なルートであれば対象外と判断する場合があります。

Q4-3. 長崎県外の居住地から長崎県内にある実家に一旦移動し、そこから目的地に移動した場合の交通費は対象になりますか？

- ・実家と目的地の間の移動分も含めて対象となります。



Q4-4. 私的な用事で延泊した場合、補助の対象となりますか？

- ・原則として、私的な用事の延泊は対象となりません。ただし、パック旅行を利用するなど、就職活動に必要な宿泊費と私的な用事の宿泊費が切り分けられない場合は補助の対象として算定いたします。（この場合も当然ながら実施要綱別表第5に定める居住地域ごとの上限額が適用されます）

Q4-5. 移動日と活動日が離れていた場合、補助金をもらうことはできますか？

- ・対象活動の参加が確認できれば、移動日と対象活動の間の期間が概ね2週間（出発日から帰着日までが最大4週間）程度であれば補助金の支給対象といたします。

Q4-6. 自家用車やタクシー利用は認められますか？

- ・自家用車については有料道路利用料金のみを対象とします。
- ・タクシー利用については原則として認めていませんが、交通の便が悪い地域等、やむを得ない理由があれば対象とします。なお、遅刻等の私的な理由によるタクシー利用については補助の対象とはなりません。

Q4-7. 1回の往復で複数の企業の選考を受けましたが、補助申請は1回にまとめるべきでしょうか、2回に分割するべきでしょうか。

- ・1回の往復分をまとめて申請してください。

Q4-8. 公共交通機関の支払いにポイントを利用しましたが、申請書にはポイント利用前の金額を記載してよろしいでしょうか。

- ・ポイント利用は実際にかかった費用の割引とみなしますので、ポイント利用分を除いて実際にお支払いした金額を申請金額として記載してください。
- ・マイレージやクーポンを利用した場合も同様に、利用分は補助対象外となりますのでご注意ください。

V. 申請方法等の手続きについて

Q5-1. 領収書を紛失してしまいましたが、補助金をもらうことはできますか？

- ・領収書がない場合は金額と使用実績を確認することができないので原則として補助対象金額から除外いたしますが、金額、日付が記載された半券や ETC の利用履歴等の提出をもって領収書に代えることができます。

Q5-2. 交通費を支払ったことを証明する書類とは、どのような書類がありますか？

- ・金額、日付が記載された半券や ETC の利用履歴、交通系 IC カードの利用履歴明細書等が該当します。

Q5-3. 実施要綱第6条の申請期限を過ぎたら申請は受け付けてもらえませんか？

- ・申請期限を過ぎた申請については原則として受け付けませんので、期限までに提出をお願いいたします。
- ・やむを得ない事情があり申請期限を遅れて提出することになる場合は、申請期限の前日までに長崎県未来人材課までご相談ください。(095-895-2731)

Q5-4. 申請額が予算額に達した場合は受付を終了するとのことですが、対象活動の参加前に交付を受けられるか確認する方法はありますか？

- ・お電話で問い合わせいただければ回答します。ただし、実際に交付できるかは申請のあった順（先着順）となり、事前予約等はできかねますのでご了承ください。

Q5-5. 実施要綱や申請書等はどこから手に入りますか？

- ・長崎県未来人材課のホームページからダウンロード可能です。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/uturn/uij-hojo/>

Q5-6. 振込口座の名義は親等、本人のものでなくてもよいでしょうか。

- ・振込口座は本人名義のものに限ります。

Q5-7. 企業から証明を貰いづらいのですが、企業からの証明以外の方法で申請できますか。

- ・選考結果通知等、何らかの活動証明ができれば支給対象とします。

Q5-8. 申請者の居住地を証する書類とはどのようなものでしょうか。

- ・運転免許証や旅券（パスポート）、公共料金の領収書など、申請者の氏名と現住所が記載されているものが該当します。

VI. その他

Q6-1. 長崎県からの情報提供に同意することが要件とされていますが、どのような情報が提供されるのでしょうか。

- ・長崎県内就職に関するイベント情報やおすすめ企業情報等をご提供いたします。また、就活に関するアンケート調査を行う場合もございますのでご協力ください。

Q6-2. 不採用になった場合でも補助金をもらうことはできますか？

- ・本補助金は長崎県内就職に向けた活動自体を支援するものですので、選考結果に関わらず支給対象となります。